

⑧ アレルギー対応について

調布市アレルギー対応マニュアルに基づき

食物アレルギーの対応は「完全除去対応」です。

〈アレルギー食提供までの流れ〉



◎食物アレルギーがわかり次第、園で書類を渡します。

「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」

◎医師に「アレルギー疾患生活管理指導表」を記入してもらい、園に提出。

◎保護者の方の予定を聞き、面談日を設定し実施。(1回目)

1回目(面談には、担任・看護師・栄養士・園長又は主任が参加します)

- ①「食物アレルギー児面談内容記入シート」の項目に沿って、面談内容を職員が記入し、提出された「アレルギー疾患生活管理表」の内容を踏まえ、保育園での具体的な取り組みを確認します。
- ② アレルギー症状が出た際の対応や、処方薬についても下記の書類を使用しながら確認します。

- ・緊急時対応個別カード
- ・緊急時新規発症等対応カード
- ・経過観察記録表

◎保育園での対応を決定。

- ・お子さんの状況、園での対応について職員会議等で話し合い「食物アレルギー児個別対応確認書」を職員が作成する。

◎保育園での対応について、保護者の方との面談を実施。(2回目)

2回目(面談は担任)

- ・「食物アレルギー児個別対応確認書」を確認してもらい、**保護者の方に必ずサイン**を頂き対応を確定します。

(※1回目の面談で書類が完成し、対応の確定について確認が行えた場合は2回目面談まで行ったこととする)

◎面談が終わり次第、翌日からアレルギー食対応開始。

※給食の準備の都合で(仕入れによって)日にちが変わります。

- ① 決定した内容について全職員で共通理解し、緊急時の対応については半期に1回以上シュミレーション研修を行います。
- ② 園で「アレルギー疾患管理指導表」「食物アレルギー児個別対応確認書」の写しを用意し、調布市保育課と保育園で保管します(アレルギー児把握のため)また、嘱託医にも確認してもらいます。

◎毎月末に、来月の献立を保護者の方が栄養士より直接受け取る。

※受け取りの際には、献立をチェックし**保護者の承諾のサイン**を頂きます。

◎アレルギー解除になるまで進め、年度末には更新があり、再度面談。

- ・新年度末前までには、医療機関へ受診し新しい『生活管理指導表』の提出して頂き、面談し対応の確認を行います。